

報 道 資 料

平成30年12月21日
政策推進課 広域調整係
春木・高野
内 線 2121・2125
ダイヤル 0742-27-8306
FAX 0742-22-8012

平成31年度政府当初予算案等の決定について

本日、12月21日に、平成31年度政府当初予算案が閣議決定されました。
これに対する本県の考え方は、次のとおりです。

- ・平成31年度政府当初予算案等に関する知事コメント（別紙1）
- ・地方創生関係交付金の継続について（別紙2）
- ・陸上自衛隊駐屯地の配置要望について（別紙3）
- ・地方法人課税の偏在是正について（別紙4）
- ・車体課税見直しの際の自主財源の確保について（別紙5）

なお、政府予算案の詳細はまだ十分に把握できていませんが、今後とも情報収集に努めるとともに、引き続き配分額の確保などに取り組んでいきます。

平成 31 年度政府当初予算案等に関する知事コメント

平成 30 年 12 月 21 日
奈良県知事 荒井正吾

- 本日、平成 31 年度政府当初予算が閣議決定されました。経済再生と財政健全化の双方の実現を目指し、一億総活躍社会を実現させるために、農林水産業をはじめとした地方創生、国土強靱化、女性の活躍、障害や難病のある方の活躍、働き方改革、外国人材の受入れなどの政策を総動員するとともに、「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けた政策課題への対応について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算であると評価しています。

本県としても、もっと良くなる奈良県を目指し、「健康寿命日本一」を目指した取組、若者や女性の働く場の創出、新たに工業ゾーンを創出することなどによるさらなる企業誘致の推進、上質なホテルの誘致・開業、バスターミナルの開設など観光インフラの整備、奈良の歴史や文化をブランド化し発信することなどに取り組んで参ります。

- 地方財政対策に関しては、地方一般財源総額が前年度を上回る水準で確保されたことについて、評価しています。
また、折半対象財源不足が 11 年振りに解消されるなど、マクロの地方財政において収支の改善が進んでいることは喜ばしいことと考えています。
しかしながら、今後も社会保障費が大きく増加するなど、地方財政は厳しい状況が続くことが想定されており、本県の財政運営にあたっては、引き続き税源の涵養や県内消費の拡大等税収確保に努めて参りたいと考えています。

地方創生関係交付金の継続について

1. 国・奈良県の取組、要望内容等

- 大阪のベッドタウンとして発展してきた本県は、他県より人口減少と高齢化が急速に進んでいく。この影響を緩和し、持続的に発展していくためには、将来の地域発展に繋がる投資を積極的に行っていく必要がある。
- 平成30年度は、(仮称)奈良県国際芸術家村及びNAFICセミナーハウスの整備に地方創生拠点整備交付金を活用。地方創生推進交付金については、本県の強みである歴史文化資源の保存・活用や、奈良の魅力発信、ブランド力の向上などの施策や事業に活用しており、「住んで良し」、「働いて良し」、「訪れて良し」の奈良県を目指し、地方創生の取組を推進している。



((仮称)奈良県国際芸術家村のイメージ)

国への要望

- 地方創生拠点整備交付金及び地方創生推進交付金について、地域の発展に繋がる投資・施策を安定的・継続的に実施することができるよう、来年度以降も十分な規模を確保されたい。

2. 政府予算案等の内容

- 平成30年度第2次補正予算において、地方創生拠点整備交付金（予算額600億円）が措置された。
- 平成31年度予算において、地方創生推進交付金（予算額1,000億円）が措置された。

3. 荒井知事コメント

本県独自の地方創生の実現に資する取組を、安定的・継続的に実施することができるよう、十分な予算措置を講ずることを国に求めてきた。今般の予算措置は、本県の要望に理解が得られたものとする。

これまで、本交付金を活用し、本県の持つ文化観光資源を活かした観光振興、農業・林業の振興による地域活性化などに取り組んできたが、今後も一層力強く地方創生諸施策を推進して参りたい。

【上記に関する問い合わせ先】

奈良県庁総務部知事公室政策推進課 三宅、高野

電話：0742-27-8306(庁内内線：2101)

陸上自衛隊駐屯地の配置要望について

1. 国・奈良県の取組、要望内容等

I 奈良県は全国で陸上自衛隊が唯一ない県

II 国土強靱化（南海トラフ巨大地震等）対応のため、紀伊半島の中央に位置し、津波被害のない奈良県に陸上自衛隊駐屯地が是非必要

III 陸上自衛隊駐屯地と県広域防災拠点（基地）の連携により、大規模災害時などに迅速な自衛隊部隊等の展開が可能

2. 政府予算案の内容

防衛省は、これまでの調査を踏まえ、奈良県が整備する広域防災拠点（五條市）の検討に引き続き協力するための調査経費として、約2百万円を計上。

3. 荒井知事コメント

本県では、県内の地震、水害はもとより、南海トラフ巨大地震による津波被害の発生が予想される紀伊半島海岸地域への救援を見据えて、五條市への陸上自衛隊駐屯地の誘致を進めている。

今般、国の来年度予算案においては、今年度に引き続き、自衛隊の展開基盤確保に係る経費として、約2百万円を計上していただき感謝している。

県としては、今後とも防衛省が行う候補地の調査に協力するとともに、五條市及び奈良県南部陸上自衛隊駐屯地誘致推進協議会と一体となって、陸上自衛隊駐屯地誘致について、国への要望を続けてまいりたい。

【上記に関する問い合わせ先】

奈良県庁総務部知事公室防災統括室 中西、藤田 電話：0742-27-8425(庁内内線：2270)

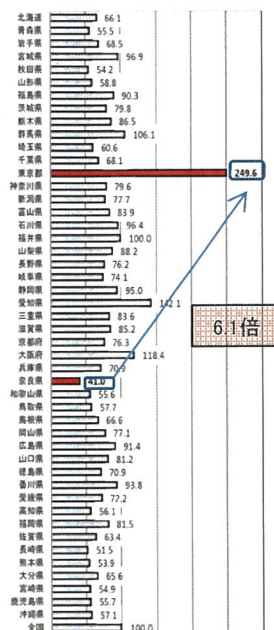
(平成31年度政府予算案等)

地方法人課税の偏在是正について

1. 国・奈良県の取組、要望内容等

- 人口一人当たりの税収の偏在の現状を見ると、地方税全体でも2.4倍の格差があり、地方法人二税は6.1倍の格差がある。
- 経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向にある。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。

地方法人二税
【人口一人当たりの税収額の指数】



国への要望

- 偏在性の小さい地方税体系がいまだ構築されていないとは言えない状況の下、法人事業税の一部の地方譲与税化とともに譲与基準の工夫を行うほか、その交付税原資化も視野に入れるなど、偏在是正効果を高める方向での見直しをされたい。

2. 政府予算案の内容

- 特別法人事業税（仮称）の創設
消費税率10%段階において復元後の法人事業税（所得割・収入割）の一部（法人事業税の約3割）を分離し、特別法人事業税（仮称）（国税）とする。
- 特別法人事業譲与税（仮称）の創設
譲与額：特別法人事業税（仮称）の税収（全額）を都道府県に譲与。
譲与基準等：「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限の仕組みを設ける。

3. 荒井知事コメント

大都市に本社が集中する中、一人当たりの地方法人税収は、最大の東京都と最小の奈良県では、その格差が6倍を超えており、格差の一因である税制構造の是正について要望を行ってきた。今回の措置は、その要望に沿ったものと評価できる。

我が国の発展には、都市と地方の支え合いが必要であり、その際、地方は人材育成や老後の保障など大事な役割を担っている。このような認識の下、引き続き地方税の充実が必要であり、今後とも経済社会情勢の変化に応じて、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を提案して行きたい。

【上記に関する問い合わせ先】

奈良県庁総務部税務課 岡山、木村

電話：0742-27-8363（庁内内線：2233）

(平成31年度政府予算案等)

車体課税見直しの際の自主財源の確保について

1. 国・奈良県の取組、要望内容等

○自動車取得税を消費税率10%時点で廃止し、自動車税及び軽自動車税に環境性能割を導入すれば県税収は減収となる見込み。

○さらに、消費税率10%引き上げ時に景気対策のための自動車税等の減税拡大を行えば、減収幅が一段と拡大する可能性がある。

自動車取得税廃止	▲1,075億円
環境性能割導入	+891億円(自動車税+744億円、 軽自動車税+147億円)
地方団体計	▲184億円

※参考資料:平成28年度地方税に関する参考計数資料
「税制改正による増減収見込額(平成28年度)」(総務省)

国への要望

●自動車税は基幹税であり、地方の貴重な自主財源となっていることから、車体課税の見直しに関しては、平成29年度大綱を踏まえ、**地方財政に影響を与えるような見直しは行わないこと。**

2. 政府予算案の内容

○自動車税種別割の税率引下げ(H31年10月以降の新車登録から恒久減税)

○**地方税財源の確保**

環境性能割の税率の適用区分の見直し、グリーン化特例の大幅見直し、エコカー減税の軽減割合等の見直し、都道府県自動車重量譲与税制度の創設、揮発油税から地方揮発油税への税源移譲(H46～)、自動車税環境性能割交付金に係る交付率の見直し

○需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

環境性能割の税率の1%軽減(H31年10月1日～H32年9月30日)

減収分に係る地方特例交付金の全額国費補填

3. 荒井知事コメント

自動車税及び自動車取得税は、今年度の県税収入予算の約14%(165億7千万円)を占める非常に重要な自主財源であり、県民生活に影響がないよう、その見直しに際して、代替財源の確保を要望してきた。

今般の見直しは、本県を含む地方の声が反映されたものと評価しており、今後は改正の内容を精査するとともに、それに伴う必要な準備を行って参りたい。

【上記に関する問い合わせ先】

奈良県庁総務部税務課 岡山、木村

電話:0742-27-8363(庁内内線:2233)